

## 第65回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2020年（令和2年）9月29日（火）15時～17時

場所：弁護士会館17階1702AB会議室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）  
副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）  
委員 湯浅 誠（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）（※Zoom出席）  
井田 香奈子（朝日新聞論説委員）  
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）  
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）  
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）  
田中 良（杉並区長）  
浜野 京（信州大学理事（特命戦略（大学経営力強化）担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）  
鈴木 正朝（新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部 教授、一般財団法人情報法制研究所 理事長）

（日弁連）

会長 荒 中  
副会長 延命 政之、鎌田 健司  
事務総長 淵上 玲子  
事務次長 奥 国範、永塚 良知、柳楽 久司、佐熊真紀子、藤原 靖夫、畑中隆爾（※Zoom出席）、下園 剛由（※Zoom出席）  
広報室嘱託 松田 由貴（※Zoom出席）

（説明協力者）

子どもの権利委員会幹事・司法調査室嘱託 鬼澤 秀昌

以上 敬称略

### 1. 開会

（藤原事務次長）

それでは、これから第65回日弁連市民会議を始めさせていただきますと思います。

私は、前回も出席させていただきましたけれども、今回から市民会議を担当させていただきます

きます事務次長の藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事前に皆様方にご案内させていただきましたとおり、今回の市民会議につきましては、議長とご相談の上、感染予防対策のための特例として、Z o o mでのご出席を可能とする取扱いとさせていただきます。

本日は、Z o o mにて湯浅委員と、それから別室におります畑中事務次長、下園事務次長、松田広報室嘱託が出席しております。

まず、事前送付資料・当日配布資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元にご覧いただけますでしょうか。今回のテーマは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う日弁連の対応について、それからスクールロイヤーについてという二つを取り上げさせていただきますので、その関連の資料を配布させていただいております。

それでは、実は今年度第1回の市民会議でございますので、初めて出席している日弁連側の出席者から一言ずつ自己紹介をいただききたいと思います。会長の挨拶はまた別途時間をお取りしておりますので、まず、荒会長、一言自己紹介をお願いいたします。

(荒会長)

皆様方、本日はありがとうございます。4月から会長に就任しました荒でございます。後ほどご挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

(延命副会長)

市民会議の担当副会長であります、延命でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(鎌田副会長)

副会長の鎌田です。仙台弁護士会に所属しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(淵上事務総長)

淵上でございます。2017年度は副会長として市民会議の担当をさせていただいておりました。本年4月から事務総長に就任しましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

(畑中事務次長)

6月から事務次長になりました畑中と申します。神奈川県弁護士会所属です。よろしくお願いいたします。

(下園事務次長)

7月から職員の事務次長を拝命しております下園と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(藤原事務次長)

ありがとうございます。それでは、ここで、今回の進行についてお諮りしたいと思います。すけれども、本年3月に開催を予定しておりました市民会議が新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりましたため、今年度の正副議長が未選任の状態が続いている状況でございます。

そこでまずは、前年度議長の北川委員にご進行いただきまして、最初の議題として、正副議長選任の件を供したいと存じますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

特にご異存がないということであれば、北川委員にこの後の司会をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## 2. 開会挨拶

(北川委員)

委員の皆さん、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。本日は、湯浅誠委員はZ o o mでのご出席ですが、よろしく願いいたします。太田昌克委員は、所用のためご欠席でございます。

それでは、第65回の市民会議を開会させていただきたいと存じます。

## 3. 荒中日弁連会長挨拶

(北川委員)

最初に、荒中日弁連会長から一言ご挨拶を頂戴いたしたいと思います。お願いいたします。

(荒会長)

改めまして、今年度と次年度の2年間、日弁連の会長を務めることになっております、弁護士荒と申します。本日は、大変お忙しい中、更にはコロナ禍がなかなか収まらない中、皆様方にはこのようにご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。会長として心より御礼申し上げます。

先ほどお話がありましたとおり、本来であれば既に3月に開催しもっと早く皆様方とお会いできるはずでしたが、残念ながら上半期が終わろうとする本日開催の運びとなりました。

私は、4月に就任しましたが、32年ぶりの、東京三弁護士会・大阪弁護士会以外から選出された地方の日弁連会長ということでございます。福島県相馬市出身で、宮城県仙台市で開業し、今年で39年目になります。北川委員には、相馬市の復興支援ほか、いろいろとお世話になっておりますけれども、市民会議でもよろしく願いいたします。

また、村木委員には、愛の基金などいろいろなところでお世話になり、誠にありがとうございます。井田委員、湯浅委員にも、長きにわたりお世話になっております。このように挙げると尽きないのですが、市民会議委員の皆様方は、私が日弁連の副会長・事務総長と役員を重ねてきた間にお付き合いをいただいた方もたくさんいらっしゃり、大変心強い限りでございます。

4月に就任した早々に緊急事態宣言が発令され、大きな制約の中で活動を開始せざるを得なくなりました。本日まで活動をしてまいりましたが、お陰様で何とか、いろいろな取組を行うことができたかと思えます。後ほどご説明をいたしますが、4月にCOVID-19対策本部を立ち上げ、この組織を中心として新型コロナウイルス対策を展開しました。一つの例としては、統一ダイヤルによる電話法律相談を実施し、7月までに6,500件を超える相談をさせていただきました。

その他にも、市民の方々のため、あるいは中小企業の方々のための、様々な会長声明を发出したり、また、消費者被害を防ぐための会長声明や、刑事被疑者・被告人の処遇改善のための会長声明など、いろいろな意見表明をさせていただきました。

このような活動を行えたのも、事務総次長がこのコロナ禍の大変な状況の中でもほぼ毎日出勤して仕事を行ったことと、職員についてはリモートワークを可能とするような仕組みを前年度執行部が調べておりましたので、その仕組みを利用しながら、4月以降は毎日約90人から100人体制で対応することができたことによるものと思っています

このように我々が4月から務めてきた仕事の大部分は新型コロナウイルス対応であったというところがありますので、本日は一つの議題とさせていただいた次第です。

その他に今年度発出した会長声明につきましては、新型コロナウイルス対策ばかりではなくて、やはり検察官の定年延長問題については、私どもにとっては大きな問題でしたので、異例でしたけれども2度の会長声明を发出させていただきました。また少年法改正問題についても、かなりの力を割いて関係者の皆様に働きかけをさせていただいて、私どもの意見をいろいろと活かしていただいたところがあるかと思っています。

これからもコロナ禍が収まらない中で活動を展開せざるを得ませんので、今後は、これを前提としたような仕組みを作っていかなければいけないと考えています。例えば、今後の日弁連の総会や理事会につきましても、会則や議事規程を改正して再度コロナ禍のような事態が起きてでも対応し得るような方策というものを検討しなければいけないと思います。そのように、今年度の後半もまた盛りだくさんの対応事項があるかと思っています。

そのような状況の中、市民会議委員の皆様方から、私どもにご助言をいただければ大変有難く思っております。本日は、短い時間ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

(北川委員)

どうもありがとうございました。

#### 4. 議事録署名人の決定

(北川委員)

それでは、次に議事録の署名人を決定いたしたいと思っております。勝手ではございますが、湯浅委員と逢見委員をご指名したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(湯浅委員)

分かりました。

(北川委員)

お願いいたします。

#### 5. 議事

(北川委員)

それでは、早速でございますが、議題に入ります。お手元に配布されている議題のとおり、進めさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

議題① 議長・副議長の選任の件

(北川委員)

それでは第1の議題として、「議長・副議長の選任の件」をお諮りいたします。市民会議規則第5条では、議長1名、副議長若干名を委員の互選により選出するという事になっており、任期は1年で、再任を妨げないという規定でございます。

ここで、今年度の議長を選任したいと思います。自薦・他薦等ございますでしょうか。どうぞ。

(湯浅委員)

湯浅です。恐縮でございますが、もしお願いできるなら、北川議長に引き続きお願いできたらと思います。そういう意味で、推薦させていただきます。よろしく申し上げます。

(北川委員)

よろしいですか。

(拍手)

(北川議長)

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、副議長につきまして、2014年8月の委員ご就任以来、長きにわたり副議長を務めていただきました井田委員から、この度、今年度の副議長を辞退されるご意向を承りました。もし立候補される方がいらっしゃいませでしたら、事務局と相談した結果、勝手ではございますが、村木厚子委員を副議長に推薦させていただきたいと思っています。なお、村木委員からは事前にご了承をいただいております。

本年度の議長・副議長の選任につきましては、よろしゅうございますか。

(拍手)

(北川議長)

よろしく申し上げます。それでは、副議長の村木さん、井田さんも、一言おっしゃっていただけますか。

(井田前副議長)

引き続き委員としておりますので、これからもよろしく申し上げます。副議長は、この先どのようなことを市民会議で話し合っていくかについて考える時間を会議の前後にいただいている、その時間にとっても活発な意見交換ができたことが強く印象に残っています。引き続きよろしく申し上げます。

(北川議長)

どうもすみません、勝手に当てまして。それでは、村木委員、よろしく申し上げます。

(村木委員)

本当に正直なところ、副議長は何をすればいいかもよく分からないまま、もうこの席に委員として何年も座らせていただいているので、きっと順番で引き受けなければいけないだろうなと思ってお引き受けしたのですけれども。ですが、ますます重要性が増している日弁連が、いいお仕事ができるように、北川議長とともに、自分ができることを探していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

## 議題② 新型コロナウイルス感染拡大に対する対応について

(北川議長)

それでは、議題2の「新型コロナウイルス感染拡大への対応について」を検討していきたいと思います。

まず鎌田副会長にご説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(鎌田副会長)

副会長の鎌田です。座って説明させていただきます。

日弁連では、本年4月16日に COVID-19 対策本部を立ち上げ、会長以下、副会長全員、全国の会長を兼ねる理事全員等を構成員として、各種関連委員会とも連携をしながら、対応を行っております。

本日は、その活動の中から、9月4日の日弁連定期総会で採択した宣言、実施してきた法律相談事業とその相談傾向やコロナ差別の事例、弁護士向けの支援の取組などについて、概要をご紹介します、その後は市民会議委員の皆様と意見交換をできれば幸いでございます。

まず、本年9月4日に開催した日弁連定期総会において、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題に積極的に取り組む宣言」を採択いたしました。

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う種々の問題に対して、日弁連としてどう臨むかという宣言であります。この感染症の拡大とそれに伴う社会の自粛的な風潮は、様々な人権問題を発生させており、経済活動の抑制に伴って企業の倒産や労働問題、賃料が払えない企業や借家人などの深刻な問題を招来しております。これらの問題の解決は、我々弁護士の本来的な責務と考え、宣言の採択に至ったものです。

この宣言では、大きく二つの点を宣言しました。一つ目は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応して、種々の法的問題や人権問題の解決に我々弁護士が取り組むとともに、積極的な政策提言をしていこうというものです。

二つ目は、これらの活動を行うためにも、我々弁護士や法律事務所がその機能を維持するために、当連合会としても努力するとともに、裁判所などの関係機関と連携して適正かつ迅速な司法サービスを提供し、市民のための司法アクセスが確保・維持されるよう尽力するというものであります。

緊急事態宣言下には、この弁護士会館も他に漏れず使いにくい状態になりましたが、今で

はメーリングリスト・ウェブ会議などを使って、活発な委員会活動が復活しております。各委員会からの提案を踏まえて日弁連が発した会長声明は、資料に掲載されているとおり新型コロナウイルスの関係だけでも多数に及んでおります。

我々が今回経験したことは、今後、同じような感染症蔓延の事態が生じたときにも生かされなければなりません。他の大きな災害への対応としても教訓となるべきものですので、今回この宣言を採択するに至ったところであります。

続いて、新型コロナウイルスに関する市民と事業者の相談ニーズへの対応について、説明いたします。緊急事態宣言の下では、感染症拡大を予防するために、業務を縮小せざるを得なかった弁護士会もありましたが、日弁連では、4月から各地の弁護士会の協力を得て、全国統一ダイヤルでの新型コロナウイルス法律相談事業を実施しました。また、事業者に対する相談を日々受けている「ひまわりほっとダイヤル」は、新型コロナウイルス問題を全国一斉無料相談とするなど、市民及び事業者の相談ニーズに対応してきました。

事業者でない市民の方からの相談が寄せられた新型コロナウイルス法律相談事業だけで見ますと、4月20日から7月22日までの約3か月間で、受付件数ベースで1,700件超の相談が寄せられております。まだ集計途中のものではありますが、期間中の相談の傾向としましては、序盤は、休業手当関係の相談が比較的多く、労働問題等が多数ございました。また、キャンセル料に関する消費者問題等が比較的多い印象でございます。

これまでの自然災害と異なる特徴として、新型コロナウイルスは国民生活や経済活動の至るところに影響を及ぼすためか、相談内容が非常に多岐にわたっているという印象も持っております。

また、感染者等への人権侵害・差別に関すると思われる相談としまして、例えばSNS上で感染者の氏名や職業が開示されたというものや、近隣住民に感染の疑いを広められたとのトラブル、店舗を経営する相談者の方から、アルバイトの学生が罹患したという風評被害を受けているといった相談などがございました。

日弁連では、7月29日に「新型コロナウイルス下で差別のない社会を築くための会長声明」を発出するなど、弁護士自らの責務を確認するとともに、偏見・差別を生み出さない社会を築くために努力することを決意・表明しております。

次に、日弁連が行う弁護士の業務支援、会員向け施策についてご紹介いたします。我々日弁連執行部としましても、就任直後より新型コロナウイルス感染症対策に追われてきましたが、個々の弁護士も、新型コロナウイルス感染症による問題への対応に忙殺され、また大きく影響を受けたものと推察します。

緊急事態宣言下では、弁護士が日常的に関わっている裁判についても、期日が一斉に取り消されるなどの問題が生じました。各地の裁判所との協議と並行し、我々日弁連執行部も最高裁判所との協議を重ねて裁判の再開に取り組むとともに、会員に対しては、法律事務所を持続的に運営するための工夫例や法律相談に役立つコンテンツの紹介、また、全会員向けアンケートの実施や日弁連会長メッセージの発信、そして法律事務所における感染拡大予防

対策ガイドラインの策定など、順次様々な情報提供施策を実施し、その業務支援に取り組んでおります。

その他にも、相談担当弁護士のための研修用動画の作成、市民向けQ&Aの公開などの情報提供を行ってまいりました。今後は、多重債務問題、ファクタリング問題、解雇・失業問題などテーマを持った市民向けの各種法律相談事業の展開も予定しております。

このような状況下で、弁護士会として具体的にどのような活動をするべきか、全国の弁護士会や会員との対話はもちろん、関係各所との連携、本日の機会のような様々な場面で意見交換や情報交換をしながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。今、鎌田副会長さんからご説明をいただいた現状について、どうぞご意見ございましたら、ご発言をお願いいたしたいと思っております。お願いします。

(河野委員)

河野でございます。ご報告ありがとうございました。一般市民から見ますと、弁護士会の皆様に今回提起いただいた様々な声明や談話は、非常に具体的な内容を含んでおり、どういうふうな考え、どういうふうな行動すればよいか示唆するという意味で、大変有益な情報提供であると思っております。

一つ教えていただきたいのは、これらの情報は、社会に対してはしっかりと効力を発揮しているのは間違いのないと思うのですが、残念ながら、私たちのような一般市民がこれらに触れる機会は、実はあまりございませんでした。

今回、資料を丁寧に読ませていただいて、こんなにたくさんの意見発出をしてくださっていたのだということが改めて分かりました。専門家の皆様に助けていただけるとするのは、市民からするととても有り難いことだと思います。そこで、電話相談も含めまして、私たちが本当に困ったときに助けていただくための情報提供の在り方を、是非今後工夫していただければというのが1点です。

それから、もう1点は、我が国で「ビジネスと人権」に関する行動計画がもうすぐ公表になります。私は、ビジネスと人権に関する行動計画に係る諮問委員会に入っているのですが、改めて、やっと日本が国連の指導原則に追いついてきました。日弁連さんが出してくださっている会長声明・談話は、そういったところに精通する、私たちが社会の中で忘れていたような中身をしっかりと指し示していただいていると思っております。今後、国からも行動計画がしっかりと示されると思いますので、そこと上手にリンクする形で、社会浸透を図っていただければと思っております。以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。これは、鎌田副会長か会長かどちらから。では、鎌田さんからまずご説明いただいて。

(鎌田副会長)



1点目の、一般の市民の方々に対してこういった情報が必ずしも十分に伝わっていないという点についてですが、日弁連としましては、会長声明や法律相談の情報などは、日弁連のホームページに掲載させていただき、また、SNSを使った発信もしております。内容によっては、記者会見などもさせていただいております。

そういった発信の努力はしてはいるところでございますが、ご指摘のとおり必ずしも十分でない部分もあると思っております。是非本日、市民会議委員の皆様からも、こういった方法があるのではないかというご意見などいただけると、我々の活動に大変参考にさせていただけると思っております。

それから、国の「ビジネスと人権」に関する行動計画の方に反映していくという点についても、大変重要な御指摘だと考えております。是非タイムリーな意見を発出して、そういったものに反映させるような努力を今後続けていかなければと思っております。この点についても、更にご意見などいただけると大変幸いです。私の方からは以上です。

(延命副会長)

少し付言させていただきます。私は国際人権についても担当させていただいておりますが、「ビジネスと人権」に関する国別行動計画につきまして、日弁連では11月9日に、ステークホルダー報告会というイベントをウェビナーで開催いたします。河野委員からお話がありました、日弁連としてのスタンスといった辺りについても十分に議論させていただこうと思っております。以上でございます。

(北川議長)

会長さん。

(荒会長)

私が副会長・事務総長を務めていたときには、重要な会長声明を出す際には、記者の方へのレクや記者会見を開催して、そういった場で肝になる点をご説明させていただいたりして、記事にして皆様方に広めていただくということをしてきたのですが、4月以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、これらも中止せざるを得なくなってしまいました。ようやく9月末に記者会見を再開することができるようになりましたが、これまでは、会長声明の発出後速やかにそういった御説明ができない状況にありました。

そのような状況の中で、先ほども申し上げたように大きな制約を受けているようなところがありましたが、それでもなお、できることはあったのではないかとと思います。例えば、弁護士会館にいらっしゃれなくても、テレビ会議システムやウェビナーで記者の方々と協議をして、こういった点を考えていただきたいのですというようなご説明ができたのではないかとことも考えられます。

4月以降、会長声明・会長談話・意見書を十何本出してきたことについて、関係する方は知ってくださっていると思うのですが、広く市民の方々にお知らせすることについては、本当にご指摘のとおりかなと思ひ、今後考えなければいけないと思っております。ありがとうございました。

(北川議長)

どうぞ。

(吉柳委員)

いろいろとご報告ありがとうございます。私が感じたことは、河野委員と一緒に、この半年間、皆様にお会いできないときに、恐らくこういった活動をされているのだろうと感じていたのですが、やはりこれだけの素晴らしい活動をされていたのだなということで、とても感動したのですが、やはり感じたことは、委員をさせていただいている私自身にもそこまで情報が届いていないということで、やはり多くの市民の方には届いていないのではないかなと感じました。いつも同じ意見を申し上げて申し訳ないのですが、広報の部分もつたいないなと思うところがあります。

私自身の会社はPRの会社なのですが、実際に、記者会見のようなものをやらなかったのは、4月と5月の緊急事態宣言が出ている間でした。ですが、緊急事態宣言の間中もほとんどの大手の企業さんはオンラインシフトしまして、オンデマンドといいますか、記者さんの時間を拘束しないで、ライブストリーミングで記者会見をするのですが、そのよいところが、不参加の方にも動画のリンクをお送りして、追跡取材をしていただくということができて、通常の記者会見を開いていたときよりもより多く広がるという効果がありました。ですので、是非下半期には、そういった手法を取り入れていただいたほうがよいかと思いました。

ただ、前半戦はやはり、恐怖訴求に縛られたといいますか、得体の知れないものの実態を報道する感染情報だけに、マスメディアが特にそうだったと思います。やっとなメディアの論調が変わってきて、その後の社会問題というところにフィーチャーされるようなメディアさんも出てきました。そういったメディアでは、きっとこのような活動が取り上げられるのではないかと思いますので、もうちょっとメディアにコンタクトする手法へシフトしたほうがいいのではないのかなという点です。

もう一つは、オンラインや電話で弁護士さんがいろいろなご対応をいただいていると思うのですが、そこももっと効率化できるという点です。先ほどのご説明では、今回のコロナではいつもよりも多岐にわたったご質問が多かったということでしたけれど、それでも、重複する社会課題にぶつかっていらっしゃる市民の方や企業の方がいらっしゃると思うので、どういう回答をなされたかという回答方法を見るだけでも、非常に安心感があつたり、こういうやり方があるのだと知ったり、救われる部分があつたりですとか、同じような部分があるかと思しますので、そのフローの部分がもう少し開示されるような広報なども考えられると、全ての相談に電話で弁護士さんが対応しなくてよくなり、人的な効率もより図れるのではないかなと思いました。是非メディアに活動を認知していただいて、アーカイブに誘導するような構造を作られるとよいのではないかと、その業務を専門にしているので思いました。

(北川議長)

鎌田さん、よろしいですか。

(鎌田副会長)

はい、大変参考になるご意見をいただいたので、是非ご意見を生かして検討してまいります。ありがとうございます。

(北川議長)

湯浅委員。

(湯浅委員)

オンラインだと影が薄くなるので、当てていただいてありがとうございます。質問が一つ、要望が一つ、二つあります。

まず、質問ですけれども、弁護士さんへの業務支援というお話がありました。とても大事なことですし、むしろメリットになり得るのではないかと考えているのは、電話相談の後、いざお会いしようとなったときに、地域によっては車で1時間、3時間かけて弁護士事務所に出向いていた方も少なくなかったと思うのですけれども、こういう状況になってかなりオンラインが普及してきて、ある程度オンラインで対応できるようにもなってきたということで、遠隔医療じゃないですけれども、相談者の利便性が図られるような面も出てきたのではないかと考えています。

ただ、私は子ども食堂に関わっていて、そちらでも問題になっているのですが、やはり経済的に厳しいご家庭などではWi-Fi環境が整っていない、なかなかオンラインといってもインフラがないというような場合があります。そういうとき、私たちは、通信業者さんと交渉してWi-Fi機器を皆さんにお配りするようなことなどをやってきたのですけれども、弁護士さんの業務支援にも、相談者に対するオンラインの環境整備といったことも入っているのか、お考えになっているのか、あるいは何か取組が行われているのかということについて1点ご質問です。

もう1点は要望ですけれども、さんざん報道されているように、10月から入国制限の緩和もされてGoToも本格化するということで、ウィズコロナの第2フェーズに入るといふ感じなのではないかと思っていまして、その後、冬になったらまた感染が拡大する恐れがあるというのは、多分多くの人に共通している懸念だと思っていますが、実は、私が個人的に懸念しているのは、感染が今後拡大していかなかった時のことです。

冬になっても感染が拡大していなくて、順調にGoToなどが本格化していき、それが維持できた場合に、それ自体は基本的に好ましいことなのですが、私のようなことをやってきた人間からすると、そういうときに起こる心配事は、復興格差問題です。

やはり経済が回復していったときに、うまくいく人と、それでも取り残される人が出てきます。そういう意味では、個人差が非常に大きくなっていくんですね。そういうときに、世の中全体の目が、そちらに向きにくくなるという課題があります。

これは、大きな災害のときにはいつも共通していて、阪神・淡路大震災も東日本大震災も、孤立死が目に見えて増えていくのは3年後からでした。そういう意味では、今回のコロナの

後も同じようなことが起こらないとは限らないというか、同じことが起こらない保証は何もないということです。そういう意味で、感染が拡大していく心配は皆さんされているのですけれど、していかなかったときにも、またそれはそれで別の問題が起こっていくのだということは、社会全体に目を向けてほしいと、個人的には思っています。

そういう観点から、今後の復興格差を注意して、そういうことを許さないというか、善処していく、対処していくといったような、注意喚起も込めた会長声明というようなものも、ご検討いただければ嬉しいなと思っています。

繰り返しになりますが、感染が一時期のようにワッと増えなくても、それはそれで起こる問題があって、でもそのときは社会全体がうまくいってよかったねというモードになりますので、そのときにも置いてけぼりになっている人たちの孤立感ですとか、取り残され感というのは深まってくるのですが、なかなかそこには目が向きにくくなる。そういう問題があるので、その点ご検討・ご配慮いただければ嬉しいです。これが要望です。ありがとうございます。

(北川議長)

どうもありがとうございました。それでは、副会長さんから。

(鎌田副会長)

ご質問いただいた弁護士の業務支援という点ですが、ご指摘あったような直接の機材等の提供等はしてはしないのですが、法律事務所で持続的に運営をしていくための工夫例というものを、会員専用のホームページから見られるようにしております。法律事務所の規模により、大規模、中規模、小規模に分けて、どういった工夫をしてきたかという情報を集約して提供したものでございます。

例えば、事務員が休まざるを得ないときに、電話対応はどうしていたかということで、電話代行サービスの利用であるとか、携帯電話に転送するといった例や、それから弁護士事務所は実はいまだにFAXを使うところが非常に多くて、皆様の業界では使っているのかどうか分からないのですが、今も裁判所はほぼFAXでして、事務所に行かないとなかなかFAXの対応ができないという中で、メールへの自動転送機能であるとか、自動PDF化するような機能ですとか、そういった工夫例を紹介させていただいております。

それから、テレワーク先から事務所のデータにアクセスする方法として、クラウドサービスの紹介ですとか、そういった情報を会員の方に提供させていただいております。

それから、ご要望のありました、今後感染が深刻化しなかったときの復興格差という問題でございますが、ご指摘のとおりで、そういった場合、感染が深刻化した場合に比べて国の支援なども弱まるのではないかという恐れもございまして、そのときはまた我々としてもいろいろと支援をしていかななくてはならない部分があるかと思っております。

私も仙台の弁護士として、東日本大震災を経験しておりますが、地震、津波も一時は支援が大変手厚くなされたのですが、時間が経つにつれて風化していくといいますが、あるいは在宅被災者についても家が残っているから大丈夫じゃないかというような目で見られると

いったような、被災者の深刻な状況等を見てまいりまして、やはり国の支援がある間だけではなくて、そうでなくなった後の問題というのも存在するのだということを非常に体感しました。今後、新型コロナウイルスの問題につきましても、国の支援がどうなるかに関わらず、弁護士会としてますます市民に対する支援活動というのは続けていかななくてはならないと考えております。

(北川議長)

では、会長さん。

(荒会長)

この問題については、各弁護士会の取組が非常に重要だと思っています。一つ目の会員への業務支援に関するご質問については、各地の弁護士会において、所属する会員が、業務変革を遂げるという観点も含め、どうやったらそれを実現できるかということを考えていただくことが必要だと思います。そして、我々も考えて、できればそれにかかる経費等について、日弁連が一定程度カバーしていくというようなことも頭に置きながら動いていかなければいけないということで、現在、検討しているところで、これからいろいろと準備しています。

二点目のご要望の方は、鎌田副会長からお話ししたとおりなのですが、例えば、石巻で、損壊している建物にずっと住み続けた人がいるのですが、そこには援助がなされなくなってしまったというような苦い経験があります。そういった東日本大震災での経験を、ここで活かしながらやっていくというのが大事だなと思いました。資料に挙げております会長声明のうち、生活困窮者関係の会長声明を挙げてありますけれども、こういったところを頭に入れながら取り組む必要があります。さらに、私はきつとこの秋以降、万が一感染の拡大が収まったとしても、大きな格差、大きな経済的な困窮を抱える人が増えるのだろうと思っています。それに対して日弁連がどう対応していくのかということは、今から考えておかなければいけないと思っています。ありがとうございました。

(北川議長)

湯浅委員、どうですか。

(湯浅委員)

とても心強いというか、頼もしいご発言で、ありがとうございました。やはり今、冬から来春にかけては、皆緊張感が続くと思うのですが、そんなに感染が広がらない中であれば、暖かくなっていくと、もう世の中がさあ次はオリンピックだという一色になっていくのが見えています。そういうときに、先ほど石巻の例が出ましたけれども、チーム王冠という団体などが一生懸命に在宅避難者を支援されていて、仙台の弁護士さんたちも関わりを持っていただいたと思いますが、そういうところに目を向ける人、取り組む人というのはどうしても必要になっていくので、会長始め弁護士さんたちが、そのお考え・ご懸念を持っていたというのとは、私としても非常に有難いことです。ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

(鈴木委員)

新潟大学の鈴木と申します。情報法を専門にしておりますので、情報面からコメントを申し上げたいと思います。

震災対応で日弁連の方がご活躍されていて、糸魚川の大火のときも踏み込んだ解釈論など様々な取組をしているのは、非常にリスペクトしておりました。災害対応が今回のコロナ対応にかなり応用が利くという辺りも、よく分かりました。

やはり解釈論を駆使して、既存の制度を受けていろいろな法律サービスの相談に乗るといふところは、日弁連さすがに強くて、献身的に過ぎて過労死される弁護士さんなどいたましい例まで見ておりました。過労死は除き、こういった取組はこのまま強化していただきたいところなのですが、一方で、立法論の部分であります。政策論、国家論含めて、なかなかそういうことを発信する団体がなく、市民団体だとそういう大きな枠組みの話ができないものですから、今後、日弁連に期待したいのは、むしろ立法政策論の方です。

今回のコロナの政府の対応を見ていても、グダグダだと思いました。まず、指揮命令系統が、大臣が2人も追加されて、厚生労働省の所掌がよく分からないと。でも厚生労働省設置法には公衆衛生の任務は厚生労働大臣だと書いてあるのに、厚労大臣が前に出ないと、官邸と二元行政になっていたじゃないかと、この辺りもしっかり意見を打ち込んでいただきたいと思います。

あとは、エビデンスとサイエンスベースでやらないと、公衆衛生はどうにもならないと思います。しかし初動で、位置情報を取るのを躊躇したんですよね。国民の生命・身体の保護というのは、国家の一丁目一番地ですから、ここは多少強行的にでもしっかり取るものは取ると。水際防止策で、GPS装置を使ってもいいと。こういうところをしっかり打ち込んで、まずは生命・身体保護のために法律を作り強行的にやらねばならぬものはやれということも、私は日弁連に言っていたきたいと思います。もちろん、法的手当しながらなんですけれども、かなり萎縮して、自粛要請ばかりに頼ったのは、非常にまずかったと思います。

また、次にパンデミックが起きるわけですから、新型コロナウイルスだからまだこの程度で済んでいますが、気候等の温暖化等を考えると今後感染症は増えると言われていまして、エボラ出血熱が来たらどうなるんだというときに、この体制のまま行ってよいのかというところも、次を見据えて、現在の制度設計のままでは駄目ですよと。

なぜなら、民が出て、自治体が出て、最後に国が出るというのは順番が逆だからです。外敵が来るのと一緒なので、まずは国が、自衛隊が前に出るんだろうと思います。それなら、厚生労働省が出なければ駄目なはずだと。それを補完的に自治体と民が協力するならともかく、バラバラだったと思います。広域的な問題ですから、大臣が出るのが筋だろうと。この辺りの手当てが十分になされていないのではないかと思います。保健所まで、自治体と都道府県知事と政令市長と分け合っているというのはおかしいだろうと。個々の自治体の中の問題にとどまっていればよいのですけれどもね。広域の場合には大臣が前に出て、指揮命

令権が末端まできっちり行き届くようにしていただきたいと思います。

COCOAやHER-SYSなどの取り組むべき情報システム構築の権限が不統一だった。感染症法も法律でありながら、厚生労働大臣及び都道府県知事と分け合っていて、どっちに権限があるかきちんとケース分けしていないとか、改正案件が実は山ほどあるので、今回きっちり洗い出して、行政組織法とか役割とか立て付け、それから個人情報も、駄目なのは駄目だけれど、使っているときは使っているわけですから、そのメリハリをきちんとしてルール化を図るべきだと思います。

加えて、要請は麗しい場合もありますけれども、きちんと休業命令を出して、憲法29条3項に従ってきっちり補償するということで、10兆円なり何なりの財政出動をしなければならない。命令して補償するという関係をしつかり作るということも、政策立案して提言するというのを、日弁連に期待したいところだと思っております。

(北川議長)

これについては、お答えいただけますか。

(荒会長)

大きいことなのでなかなか難しいのですけれども、恐らく今、シンクタンクとして、いろいろな対外的な影響を受けないでそういった提言ができる機関というのは、日弁連の他にはあまりいないのかもしれないと思っています。民間にもいろいろな組織がありますけれども、私たちの強みは、弁護士は自治権を持っているということで、自治権の中である程度慎重さは求められていますが、今ご指摘のような意見を言うことができる機関の一つであり、実際私は、ずっと役員をやってきた者として、その蓄積はあるんだと、自負しています。

しかしながら、今のような政策提言を取りまとめていくというのは、この4万2,000人の団体の中で、この半年間にやり得たかどうかと思います。6月に開催すべき定期総会すら、この9月にやっと開催できたというくらい、これまでは会議をするということが非常に難しい状況でした。せっかく蓄積があって、今のような期待に応えられる部分もあるのですが、残念ながら今は新型コロナウイルスの影響でいろいろな制約を受けながら活動しております。しかも、自治権がある一方では責任もありますから、我々は新しい提言をするときには、総会に諮ったり、各弁護士会に意見照会をしたりという手続をきちんと踏みながらやってきた経過があって、そういったことを考えますと、なかなか難しかったかなと思います。

私自身としても歯がゆい思いをしてきたわけですが、そういうことが、今ようやく少し落ち着いてきて、できるような状況になってきたかなと思っています。

個人情報はどううまく活用して、人を救っていくかということは、高齢者・障がい者問題に取り組んできた者にとっては大きな課題ですので、今回のようなときに、あまり制約をかけずにうまく活用していくというご指摘は、ごもっともだと思っています。

いろいろ今ご指摘いただいた、行政優位の中で厚生労働省が十分でない動きをしたとい

うようなお話については、我々が言えるところは言うということはこの後半戦に少し冷静に考えながらやらせていただければなと思っています。

(鈴木委員)

あと、コロナの影響で裁判所が止まりました。三権の中で、行政は全然止まらなかったのに、裁判所は、所詮、日本の司法権は有事になると止まっていい、不要不急のものだということを見せてしまったんですよ。停止期間が長すぎましたよね。

これは、今議論していますけれど、IT化していないということも遠因の一つです。また、止めても平気だということをここまで知らしめたというのは、恥ずべき状態だと私は思います。止めちゃ駄目ですよ、本当に必要なものだったら。でも止まったんですよ。これは歴史に残る事実だと思います。

(荒会長)

とりわけ、刑事裁判が止まったということが、我々弁護士にとっては深刻度が非常に大きかったと思います。被疑者・被告人の勾留期間が延びますから。ですので、資料にも挙げさせていただいておりますが、本年4月15日付けで「刑事裁判の期日延期等に関する会長声明」を发出させていただいております。もちろん、国民の裁判を受ける権利には、刑事だけではなく、民事も入ってくるのだということで、裁判所に強く働きかけをさせていただいて、その後ようやく重い扉が開いてきて、一つ二つ三つと開いてきたという感じでした。ありがとうございます。

(北川議長)

鈴木さん、よろしいですか。逢見さん。

(逢見委員)

今の鈴木さんの発言との関連で、今、少し落ち着きつつある中で、法律の専門家集団としての日弁連は、今回の新型コロナウイルス対応がどうであったのかという検証をすべきだと思うんです。

行政面の問題として、二重行政という観点もありますけれども、元々感染症として指定されているのに、さらにインフルエンザ特措法の改正も入ってきて、何か非常に強まったように思うけれども、でも全然検査が受けられないという状況になって、これほどに根詰まりがあったのかということを検証すべきだと思います。それから、総理大臣が学校を休校すると突然宣言したことで非常に混乱したわけですが、これも本来は政府が命令できるものではなく、あくまでも教育委員会が決めるべき事柄なのですが、あのような混乱状態にあっては皆それに従わざるを得ないのですけれども、一体どういう根拠や権限があっただけなのか、果たしてそれが良かったのかということも検証すべきだと思います。

それから、最初の頃は、とてつもない新型のウイルスが来て広まりそうだということで、やはり経済活動を止めざるを得なかったのですけれども、ある程度の期間が経てみれば、それほど致死性の高いウイルスでもなかったわけです。若い人は感染してもあまり発症しないといったことが科学的に分かってくれば、重症化しないためにリスクをどう避けるか



というように考えていけば、経済活動を全面的に止めなくても対応できたのではないかとも思います。

あと、法律問題ではないかもしれませんが、デマが広がってトイレットペーパーがなくなるということがありましたが、このように混乱期になると人々の心理が不安になり、マスクがなくて奪い合いになったり、フェイクニュースなどがはびこったりして、人々の行動が合理的でない方向に動いていくことがあります。そういったことについて、どのように行動すれば良かったのか、政府が何を発信すれば良かったのか。そういう検証はやはり、どこからも制約を受けない日弁連のような独立した組織が行うことに意味があります。今後こういうことは起こり得るわけですからね。是非、そういうことを検討していただければと思います。

(北川議長)

ありがとうございます。

(鈴木委員)

最後にひとこと。ということで、意見のちぐはぐさはやめていただきたいと思っています。福祉行政をするためには、預金口座を含めて口座番号等一定の国民の情報を把握しなければならなかったわけで、マイナンバーに反対しては、国民に対して一人ひとりケアをするということとはできない。手を縛ってやれということになるので、行政手続上、不可能です。個人情報委員会を使って公的部門全体を監視しマイナンバーの利用をどう制御しながら、人権保障しながらいかに使うかという設計と、情報システムの知見を高めて、そのあり方について意見していくべきです。一方で反対、一方でやれというような、ちぐはぐな政策提言はやめていただきたいなどはと思っています。所詮道具なので、ガバナンスを強化して、いかに使うかという辺りで政策提言をまとめて、一貫性を持たないとならないかなと思っています。

(荒会長)

総理大臣ではないので全てにお答えはしづらいところなのですが、マイナンバーについては、私自身はまだ問題があるのかなとは思っています。一つひとつ克服していかないと、なかなか我々としては、これを肯定的に受け止めるというのはまだ少し会内では難しい状況かなと思っており、また今回のコロナ禍を受けてどうなのかということは、再度、会員と協議をしていかなければいけないかとは思っています。

それから、ご意見をいただいた検証についてですけれども、これは個人的な感想ですが、タイミングはいろいろ考えられるのかなと思っています。東日本大震災のときにもやってきたように、どこかでいろいろと振り返ってみる必要あるのですけれども、今は始まってから7、8か月経つと思います。まだもう少し早いのかなと、個人的な感想ですが、1年単位でやっていかないといけない部分もあるのかなと思っています。

また、ご指摘のように、確かに休校を宣言することによって教育を止めたことはどうだったのだろうと、私も本当にこれは後世にどう評価されるか分からないなと思いましたし、経

済活動との両立をどこかで図るというのも、どこを分岐点にそれをやるのか、それもリーダーとして一つ責任を問われるところなのだろうなと思います。

あとは、デマが広がるという話もありましたけれども、私は、偏見や差別が、この新型コロナウイルスを機にいろいろと出てきたことに対しても強い問題意識があります。こういった偏見や差別に対して、どういうふうに我々法律家団体が対処していくのかということ、一つひとつ丁寧にやりながら、あるときに今言われたような振り返りをしながらやっていくというのが大事であろうとは思っています。もう少しお時間をいただき、我々のやるべきことを重ねながらというところかなと思っています。

(田中委員)

先生方からいろいろお話を伺って、私も重なるところがあるので、一つお話しさせていただきます。先般、安倍総理が辞任会見のときに、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを見直すということに言及されたんですね。ただ、残念ながらその後、与野党の党首選でも誰も積極的にそのことに触れず、メディアも含めてコロナをめぐる論戦というのは、いたって低調だったという印象を持っています。これは非常に大事なポイントだというふうに私は受け止めているんです。

というのは、先ほど、学校の休校の件がありましたが、私は当時、半年前ですね、学校を休校にするのは反対でした。ところが、総理大臣が要請をし、間髪を入れずに東京都の教育委員会も要請をしてくると、こんな状態の中で、これはもう仕方がないなど。

ただ、それを了解する言い訳ではないですけども、やはり半年前は、得体の知れない恐怖感というのが襲っていたのが事実ですね。中国・武漢の問題や、イタリア・スペイン・ニューヨークなどの医療崩壊の惨状が、毎日毎日テレビで流される。現に、私の地元の病院を中心に医療崩壊が発生しました。そのときに言われていたのは、医療崩壊というのはオーバーシュートの前に必ず起きますと、政府の専門家の方が毎日毎日、警告をされていました。そういう中で、私たちの当時の意識があったわけです。したがって、得体の知れない恐怖感の下で、やむを得ないかということで対応しました。

その後、すぐに緊急事態宣言があり、東京都などは次々にあらゆる分野に休業要請が行われ、1兆円近い金額を使ったわけですね。働くな、義務教育はストップ、まさに軍政下の戒厳令のような生活状態になったわけです。

人と人との接触を8割絶つというすごい目標が立てられて、そのためには何でも正当化されるという空気が日本中を覆っていました。

今、半年前を振り返って、我々はやはり頭を冷やして考えるべき時期に来ていると思います。この半年の間、安倍総理が会見で言及をされたので、政府の中枢で議論していないはずはないというふうに思いますが、ただ、説明があまりにも足りないと思います。

例えば、3、4月が第1波だとすると、第1波のときと今とを比較すれば、確かに重症者・死亡者の数は抑えられていますが、感染者の数は倍増しています。それがなぜなのかという説明がない。それから、死亡者の数について、欧米と日本では2桁違います。アメリカは2

0万人、ブラジルは14万人か、イギリスも4、5万人だったと思いましたが、我が国は1500人となっており、なぜこれほどの差があるのかという説明もない。

それから春先に、医療崩壊が起きました。今は十分持ちこたえています。これもなぜなのかという説明がない。それから、高齢者や基礎疾患のある方はハイリスクだというふうに言われていますけれど、そういう方は風邪をひいただけでもハイリスクになると思うのですが、他の疾病と比べてどれだけハイリスクなのか、同じなのか、ローリスクなのか、こういった説明が、国から我々基礎自治体には全くないんです。

あるのは、事務連絡というものがどんどん来るんですね。臨機応変の対応ということ言えば、法律の最大限の柔軟な運用ということで、いろいろな対策を講じてきているのでしょうけれども、ただ私は、もう事務連絡は限界に来ているのではないかと考えています。今後のことを考えると、例えば隔離をどうするのか、疫学調査をどうするのかというのは、最前線の我々自治体にとっては一番大事なことなわけですけれど、入院相当の見直しをした場合に、事務連絡で隔離をすることは、もうできないと思うんですね。新たな法的根拠をきちんとしないといけないと思います。

そういうことも含めて、今の菅総理が官房長官当時に、陽性者の把握は基礎自治体でやるべきことだと。いたって、東京問題だと。おっしゃるとおりです。でも、それにはきちんとした法的根拠なり、財政の配分がなければ対応できないわけです。例えば、地方創生交付金の1兆円も、1兆円の中で23区に70億円ですからね。感染者は約3分の1か半分近くいたわけです。何の法的根拠が新たに加わったわけではないという状況の中で、闘わなければならないというのが現実なんですね。ですから、そのような現実を踏まえていただいて、法律の専門家として、例えばやはり政策提言に生かしていただきたいなと思っています。

例えば、大学はいまだに授業を再開していないですよ。授業料を払っている親からすると納得のいかない話だと思います。科学的な説明なんて何もないでしょう。私が現役の学生だったら、学生運動したいと思いますよ。説明もなく、ただ、大学は休業して、リモートの授業で授業料を取っているという、こういうことが商売として許されるのかというのがあるわけです。

それから、差別の問題で言えば、「自治体間交流」といいまして、例えば自治体間の子どもたちが交流するのですけれども、これが地方の自治体などから敬遠されているところがあります。連れてきて接触させないでほしいと言われてしまうんですね。私は、親しい交流自治体の市長が来たときに、それはないだろうと、よく考えてほしいと訴えまして、彼も持ち帰って一生懸命検討してくれました。要するに地方の世論というのが、東日本大震災の時にも福島から避難した児童・生徒に対する差別や偏見の問題があったと思いますが、それと似たような心理があるという現実がありますね。こういうものもやはり軽く見てはいけないことだと思います。

それから、最後に教育ですが、先日、教育会議をしました。なぜかというと、例えば、子どもたちのサッカーチームで二人の子どもが感染したと。保健所が入って濃厚接触を調べ

ましたが特定できず、ただ同じ小学校に通っているということだけで、教育委員会はその小学校を3日間休業にしました。私はこのことに納得がいかず、例えば杉並区でいいますと小学校・中学校併せて64校あるんですね。このような理由で学校を閉じていたら、64校の学校は崩壊します。ですから、私は教育会議の場で、きちんと仕組み・考え方を全て改めるべきだと言いました。学校の現場というのは、学校を継続したいと、そのためにこうしてほしいという話をしてくるのが本来あるべき姿なのではないかと思います。いとも簡単に学校を休業するという判断が現場で起こるといのは、異常な状態だと思いました。

こういった状態が、仕方がないという空気の中で流れていくというのは、やはりこの半年間に植え付けられた恐怖心なんですね。ですから、先ほどから会長が、リモート、リモートと盛んにおっしゃいますけれど、私はリモートでできるような会議は、ほとんどやらなくてもいいような会議だと思っていて、腹を据えて、面と向かって会議をやらなくては駄目だと思うんですよ。例えば芸能界や劇場関係の人たちもリモートでいろんなことをしていて、それはコロナ禍で新たな芸能の分野を開拓したかもしれないけれど、やっぱり演劇で言えば劇場の、共有された空間の中で感じられる表現や感動というのがやはり基本にあるわけで、そういうものを全く忌避していたら、今のこの社会というのは成り立たなくなるのではないかと思います。良い面がどんどんなくなりますよね。

ですから、コロナ禍についていえば、先ほど申し上げたように厚生労働省の説明が足りない。しかしながら、逢見委員がおっしゃったように、状況が違うということも分かっている。ですから、ちょっとビビリすぎだと思うんですね。地元の医師会も、応召義務があると言っても、搬送を受けなかったり、みんながビビリストになっちゃって、ちょっと異常な状態だと思います。だから、少し頭を冷やして、元に戻していくということを重点的に牽引していただかないと、まさに経済死が続伸するという状況になるんじゃないかと思います。

(荒会長)

今のお話を聞いていて、私たちが少し使うようになったキーワードがあるのですけれど、「正しく恐れる」ということをしっかりと我々はやっていかなければいけないと思います。正しく恐れるためには、説明を尽くしてもらい必要がある。正しく恐れるためには、きちんと理解しなければいけない。その説明なり、理解をするためのものというのが、確かに十分行き渡っていない。そのために、正しく恐れるということができていないと痛感しています。

二つ目は、オンラインで出席していただいている湯浅委員には申し訳ありませんが、こうして皆様にお会いして、膝を突き合わせていろいろ話すことの大切さは、弁護士が一番感じています。自分が人生をかけて相談していただいている人に、こちらも対応するためには面談が一番だというふうには思っていますが、やはりツールとしてオンラインの仕組みがないといけないというのも、今回痛感しました。ですから、私も昔の人間というかベテラン弁護士になってきていますので、そういったことはよく若い人たちに伝えていきたいと思えます。

(北川議長)

この新型コロナウイルス対応は少し意見が錯綜するだろうというので時間を長めに取らせていただいたのですが、もう一つの議題もございますので、ご発言、まずお願いします。

(井田委員)

短く2点、お話ししたいと思います。一つ目は、逢見委員もお話しされていましたが、今日、皆さんのお話を聞いて、やはり緊急事態では法治はゆがみやすいということ強く感じました。そうは言ってもやはり、現在進行形のものについて、何が正しいとか、こうあるべきだと言うのはすごく難しいといえますか、私も特に3、4月は日々、何かもう得体の知れない状況で、自分の仕事でどんなことを発信していけばよいのか、どのようにしようと言うことが正しいのか、本当に難しいことだと思っていました。振り返ってみて、やはり、個人の権利制限に関わる部分が行き過ぎなところもあったかもしれないですし、もっとやらなければいけないこともあったかもしれないということの検証を、きちんとできる数少ない団体が日弁連だと思っております。ですので、時間がかかっても、こういった検証は是非お願いしたいということが1点目です。

二つ目ですけれども、非常に多岐にわたって目配りされているという印象を持ちましたので、あえて書いていないことを一つ言うと、水際対策の関係で、在日外国人の人が大変厳しい状況に置かれています。日本で働いて、税金も納めていて、健康保険に入っている人でも、一度国外に出ると、再入国ができない。今はだいぶ緩和されてきましたけれども、今度は入国するときに、外国籍の人だけはPCR検査を受けなければいけないということで、外国から帰ってくる日本人も同じ飛行機に乗ってくるのに、外国人については飛行機に乗る前にも検査をしてくださいということになっていて、そのような区別が果たして妥当なのかというふうに思います。先ほどから話題になっているような雰囲気の中で、何でも仕方がないとなっているような気もするのですけれども、そういった辺りについても、目配りをお願いできればと感じております。以上です。

(浜野委員)

ご説明いただきましてありがとうございます。日弁連には二つご要望をお願いしたいと思います。一つは、先ほど鈴木委員からもありましたように、やはり自治権を持って提言できるという立派な組織でいらっしゃるわけですから、是非政策提言という高所から、いろいろな課題をここでお出しいただきたいと思います。多くの方は、裁判所が止まったということもご存じないかもしれません。でも、そこが本当に止まってよいのかどうかですとか、会長声明をいろいろとお出しいただいたことを後でおまとめいただいて、レビューしていただくということです。もっとこうあるべきではないかというようなことをニュートラルな立場から、是非政策提言を積極的に行っていただければと思います。

もう一点は、さはさりながら、やはり国民一人ひとりの基本的人権を守ってくださるという組織なので、それをどうやって国民が使えるかということです。先ほど来出ています情報発信だと思うのですけれど、最近はスマートフォンを皆さんご覧になっていて、例えば、芸能人の方が自殺のように亡くなるといった記事など、非常にたくさんお読みになると

思うんですね。でも、その後には必ず、いのちの電話ですとか、厚生労働省の自殺対策ですとか、こういうところにアクセスすればよいですよという情報が、最近のネットの記事の後にはずらずらと出てきます。

是非そういった情報発信の仕方をしていただいて、こういう案件があれば、ひまわりほつとダイヤルでも、電話相談でも、例えば30分無料で相談できますよといった、ちょっとハードルを下げたような、アクセスしやすいということをもっと積極的にうたっていただきたいと思います。恐らく、弁護士の方にどうやってお話をしているかということすら、なかなかハードルが高いのではないかと思います。そのためには、先ほど挙がっていた、アーカイブでいろいろな事例がありますよといった形は、非常に分かりやすいと思いますので、そういった情報発信の仕方をもう一工夫お願いしたいと思います。以上です。

(荒会長)

私自身の問題意識としては、国権の最高機関である国会が、今回、どれだけの役割を果たしてくれたのだろうかと思うところがあります。三権分立の観点から言えば、常日頃から国会が行政任せになってしまっていないか、行政の方もうまくいっていない部分について国会から責任を問われない状態になってしまっていないかというような、三権分立がうまく機能していない部分が今回浮き彫りになってきたのかなというふうに思っています。

外国人問題については、今いろいろな法律が動き出していて、以前よりも取扱いが非常に厳しくなっているというのは、私も実感しており、会長声明などをいくつか発出させていただきました。しかし、確かに一方では、水際対策をどうするのかということは、きっと今後の新型コロナウイルスの第三波、第四波の可能性も含めて考えたときに、我々も考えておかなければいけないところかと思えます。

あとは、皆様から政策提言というお話がありまして、この点は預らせていただければと思いますけれども、人権を守る団体として、法律相談をどう使うのかなどの情報も足りないであろうというご指摘をいただきましたので、こちらも受け止めさせていただきたいと思えます。

(村木委員)

お願いごとだけです。一つは、広報についてなのですが、せっかくですので、電話相談の結果を分析したものと併せて、こういうことやっているよ、こういう考え方だよという情報を発信していただけたらと思えました。そういう情報のほうが国民の立場になってみると扱いやすいので、広報の良いきっかけになるんじゃないかなと思います。是非、良い分析をして公表してください。

二つ目は、今、生活困窮についての自治体や社会福祉協議会の対応というのは、お金を出すこと、支払いに忙殺されているんです。そうすると、何ができないかという、その後どうするという中身の相談ができない。これが湯浅委員のおっしゃっていたその後の格差に必ずつながるので、相談機能の今きちんと対応できていないところを、是非弁護士会に各地域で手伝っていただけたらと思えます。自治体も大変な状況にありますから、是非手を差し

伸べてあげていただけたら、大変助かります。

三つ目は、オンラインにも対面にも良さはあると思うのですが、やはり、オンラインでできるかということよりも、ツールを増やしておかないと困ることになるというのが、今回よく分かりました。私もNPOで相談業務をやっていると、家に家族がいるので電話がかけられないためメールヘシフトしている方ですとか、そういう状況が見えてくるわけですね。やはり、ツールをたくさん増やしておくというのは是非お願いしたいと思います。オンラインを併用してできるということを努力していただくということです。以上、三つお願いです。

(北川議長)

ご検討いただければと思います。では、すみませんが、次の項目に移らせていただくことをご了承いただきたいと思います。

### 議題③ スクールロイヤーについて

(北川議長)

2番目は、「スクーロイヤーについて」を検討していきたいと思います。これも鎌田副会長、鬼澤子どもの権利委員会の幹事・司法調査室嘱託にご説明をいただきたいと思います。

(鎌田副会長)

日弁連では文部科学省と連携して、いわゆるスクールロイヤーとして、教育委員会や各学校現場に弁護士を派遣するという取組を現在進めております。そういったスクールロイヤーの活動の実態、あるいは課題などについて、ご紹介させていただければと思っております。説明は、現在、文部科学省初等中等教育局のスクールロイヤーアドバイザーとして活動している鬼澤弁護士からさせていただきます。鬼澤先生、よろしくお願いします。

(鬼澤子どもの権利委員会幹事・司法調査室嘱託)

ただ今ご紹介にあずかりました、弁護士の鬼澤と申します。よろしくお願いします。今、弁護士としては6年目になりまして、もともとは大学院の頃からボランティアで関わっていた教育系のNPOで働いてから弁護士になり、今も教育分野やNPOの分野で活動させていただいています。日弁連の子どもの権利委員会の幹事としても活動している中で、本年1月から文部科学省のスクールロイヤー配置アドバイザーとしても活動させていただくことになりました。

本日は、簡単ではありますが、メディアなどでも取り上げていただいているスクールロイヤーについて、簡単に現状と課題を共有させていただければと思っております。

まず、スクールロイヤーという制度が何を目標としているのかという点についてです。最近メディアなどでも頻繁にスクールロイヤーという言葉自体は使われるようになってきたと思うのですが、スクールロイヤーという言葉自体、実は明確にこうであるというような定義があるわけではありません。ただ、学校自体が子どもの健全な発達・成長をサポートするための機関であることからすれば、それを支える弁護士としての目標も、学校側のサポートを通じて子どもの最善の利益を実現することであるという範囲では、共通しているのかな

とっております。

具体的には、例えば学校や教育委員会が様々な法律に基づいて適切に対応できるようにアドバイスすることや、また対応が難しい保護者への説明、あとはステークホルダーとの連携等を促進するというのが具体的に考えられております。

ただ、日弁連との関係の整理として申し上げなければいけないのが、後ほどお話するのですが、文部科学省でスクールロイヤーあるいは教育行政に係る法務相談体制と言われているものについては、必ずしもアドバイザー業務（助言）に限られているわけではなく、例えば子ども向けのいじめ予防授業や法教育についても含まれておまして、日弁連が発出している『『スクールロイヤー』の整備を求める意見書』とは対象範囲がやや異なるという点は、ご注意くださいと思います。

スクールロイヤーに必要な知識は何かと申しますと、弁護士としてアドバイスすることになれば、学校や教育分野にかかわる法律知識は当然必要になってきます。それ以外にも、学校は子どもの健全な成長・発達を支える立場でもありますので、例えば子どもの発達や学校組織の在り方、指導方法などの教育的な知識も必要だと思いますし、関係機関との連携についてもアドバイスするという観点で申しますと、例えば児童相談所や子ども家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会など、どのような関係機関があって、それぞれどのようなことができるのかということも把握しておく必要があるかと思います。

ドラマなどで、スクールロイヤーというと、学校に入っていくと、例えば物を捕ったら、君は窃盗罪だぞと言うというようなイメージで語られることが時々あるのですが、実際にはあまりそのような一刀両断したことは言わなくて、どちらかというと、当然それは前提の知識とした上で、その子が持っている課題であるとか、その後どのような対応をすればいいのかということ具体的にアドバイスするのが、スクールロイヤーであると考えております。

最近、私も取材を受けていますと、いろいろな方々から、結局スクールロイヤー自体が何なのか分からないと、どんな制度なのかというお声をいただくのですが、スクールロイヤーという制度が分かりにくい理由は大きく分けて二つあるとっております。

一つは、スクールロイヤーと言われている制度自体、かなり多様な内容のものがあるということです。ぱっと思い浮かぶだけでも、例えば教員兼弁護士の人をスクールロイヤーといたり、教育委員会の職員として弁護士を雇っていることをスクールロイヤーといたりします。多くは、教育委員会のアドバイザーとしての弁護士のスクールロイヤーですが、そのような形もあれば、必ずしも1対1で弁護士に相談するというだけではなく、医者や警察などの他の専門家とともにチームとしてアドバイスするための一員というような位置付けのこともあります。

あとは、少ないですけど実際にある例としては、自治体の顧問弁護士を学校に積極的に活用してくださいと呼びかけるということをもって、スクールロイヤーを推進するというような言い方をしている自治体もあります。



中身が多様であるゆえに、悩ましいのは、例えば学校や教育委員会に対して弁護士がアドバイスするという、私たちが考えるいわゆるスクールロイヤーと想定しているような事業であっても、自治体によっては、これは学校法律相談授業であってスクールロイヤーではないという整理をしている自治体もあります。ですので、スクールロイヤー自体、かなり多様であり、スクールロイヤーと言われていなくてもスクールロイヤーに近い制度もありますので、混乱が生じやすいところかと思えます。このように多様な制度があるということを前提に、いろいろご確認いただくと整理しやすいかと思えます。

スクールロイヤーの多様性について、もう一つお話ししますと、学校に対して弁護士のサポートが必要だと言われる文脈が様々であったということです。一番最初に教育分野に弁護士のアドバイスが有用ではないかというお話があったのは、平成27年(2015年)の中央教育審議会の方針でした。ここでは、どのような文脈かという、学校現場が保護者からの過剰な要求などに対して疲弊しているので、これに対して、弁護士の暴力団対応などのスキルが役に立つのではないかということで記述がされたというのが、一番最初になります。

そこから2年進んで、2017年度から文部科学省でスクールロイヤー調査委託事業というものが始まったのですが、こちらは不当要求というよりも、どちらかという、いじめ対策として予算立てされたものとなっております。ですので、ここでは、いじめに関するアドバイスのみならず、教員への研修や子どもたちへの授業なども含めて、スクールロイヤーというふうにお話しされていました。

また、2019年に、皆さんも記憶に新しいと思うのですが、女の子が虐待された事件で、教育委員会が親からの虐待の記載のあるアンケートをそのまま渡してしまったことが事件につながったのではないかという問題が発生して、そのことについて、スクールロイヤーとして弁護士が入って、渡してはいけないというアドバイスができればよかったのではないかと、虐待防止の観点からもスクールロイヤーの必要性が主張されました。

このように、学校に弁護士がアドバイスすること自体も、時代の流れによって目的が大きく変わってきていますので、そういったこともこの制度の分かりにくさを生み出しているもう一つのポイントかと思っております。

このように、文部科学省の中でもいろいろな文脈があったのですが、そのような中で平成31年(2019年)3月に、文部科学省が各教育委員会に実態調査を行いました。その調査では、10年ほど前と比較して、法務相談が必要な機会が増えたかという質問について、市区町村では49%、都道府県指定都市では72%もの自治体が増えているというふうに回答しています。他方、市区町村の13%は、弁護士に相談できる体制にはないという回答がなされていました。

また、基本的に各自治体には、顧問の弁護士がいることが多いので、その顧問の活用は難しいのかということについても、様々な問題点が浮かび上がっていました。例えば、専門性の観点から、学校トラブルについては、顧問を介していると、職員対応にタイムラグが生じ

てしまうと。問題がこじれる前の段階だからこそ、様々な可能性を想定した具体的なアドバイスが必要になるので、やはりいろんな知見を持った上で早急に対応できるというところが必要なのではないかという点が一点目です。

二点目は、今の点とやや重なりますが、顧問弁護士というのは、自治体によって当然違うところはあると思いますが、基本的には顧問弁護士の窓口となっている課があつて、相談するためにはまず教育委員会を通し、教育委員会がその窓口となる課を通し、さらにその中で優先順位が高ければ相談をするというような流れになることが通常多いと思われます。そうすると、弁護士に相談できた段階では、もう既にそれなりに時間がかかってしまって、有効な手立てが打ちにくくなってしまふというような課題が指摘されました。

実際、私もアドバイスをしている中で、やはり学校のトラブルは、1日2日経つと状況が変わったりするということも分かりますので、2週間3週間待つというとなかなか、状況が変わってきてしまうこともあるかと思ひます。

このような調査結果を踏まえ、文部科学省は今年度から新たな制度を始めました。具体的には、文部科学省は、令和2年度（2020年度）より、学校や市町村をサポートする都道府県指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談体制について、普通交付税措置を行ったということです。普通交付税措置がとられたというのは、どういうことかということ、国から自治体に支払われる金額が上乘せされるわけではなく、支払われる普通交付税の中の、なぜその金額を支払うかという項目の中にスクールロイヤーが入ったということになります。そのような形ですので、実際に各都道府県がスクールロイヤーとしてその予算を使うためには、その自治体の中で議会を通して予算として計上する必要があるということになります。

また、対象は学校や市町村をサポートする都道府県指定都市教育委員会になりますので、主には、自分たちで依頼ができる自治体というよりは、自分たちではなかなか相談体制の構築は難しいけれども、相談できるのであればしたいというような自治体へのサポートというのが念頭に置かれている制度と言えるかと思ひます。

次に、文部科学省の事務連絡の内容として、どのような制度を想定しているのかということについてお話しします。この事務連絡自体は昨年頃にメディアや新聞でも少しだけ報道されたのですが、例えば都道府県指定都市教育委員会、教育事務所などに、弁護士を配置し、そこを通じて市町村や学校の相談に対応するというような制度が考えられます。

また、もう一つ大きな点としては、このスクールロイヤーという制度は、やはり弁護士会との連携を推進していくことを想定されております。例えば、子どもの事件に関する問題をアドバイスするというスキルと、実際に子どもたちを惹きつける授業をするということは、異なるスキルになりますので、その辺りの専門性を生かしてアドバイスといいますか、サービスを提供できるというところは連携することのメリットとして挙げられるかと思ひます。

文部科学省の事務連絡の内容として、日弁連と文部科学省の連携ということが挙げられ

ており、この中で日本弁護士連合会より弁護士1名をアドバイザーとして委嘱するということが書かれています。まさに、この1名は私ということになります。

もう一つ大きなこととしては、文部科学省の事務連絡の中で、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ体制を整備するとされたことは、重要なポイントではないかと思います。もちろん教員の負担軽減ということも大事なのですが、最終的に目指すべきなのは、子どもの最善の利益だということが書かれていることは、重要なポイントであると思っております。

私自身の具体的な活動としては、今は在宅というリモートなのですが、リモートになる前は週に半日程度実際に文部科学省に行って相談を受けたり、あとは日弁連の中でバックアップチームという組織を作って、各分野の専門の知見を持った弁護士からいろいろな意見を集約したりということをしていただいております。弁護士はそれぞれにある程度専門性がありますので、今回の連携の中で各弁護士の知見を集約できたということは、私としても有意義な連携につながることができたのではないかなと思っております。

日弁連の中でも、子どもの権利委員会で、スクールロイヤーに関する講師の派遣ですとか、オンラインでのeラーニングの提供などを行って、スクールロイヤーの担い手の増加を目指して頑張っております。

最後に、今後の検討課題について、簡単に三つご説明させていただきたいと思います。一つは、利益相反です。やはり学校側に対してアドバイスするということになると、例えば、同じ事案で子どもに対してアドバイスするというのはなかなか難しくなってしまう。制度論として、どうやってそういった点を回避できるか。また、実際に例えば学校や子どもの保護者から相談受けて、これは自分が関わっている事案かもしれないとなったときに、そういった利益相反にどのように対応していくのかということも、当然各弁護士がしっかりそれぞれ対応していくところですが、明確にしていく必要があるかと思っております。

二つ目は、他の専門職との連携です。お話ししたとおり、特にアドバイスするという形が推進されているわけではないのですが、今多くの自治体でとられているのはアドバイザーという形がとられています。そうすると、なかなか学校現場で関わる時間自体はそれほど多く取れない中で、例えば他のスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家、警察や児童相談所も含め、いかに有効な連携がとれるのかということは、今後の検討課題の一つではないかと思っております。

三つ目は、弁護士会内での連携です。学校というと教育分野というイメージがあるのですが、例えば子どもや保護者の個人情報の話であるとか、労務の話も出てきますし、また保護者の対応といっても程度に幅がありまして、ちょっと強い言い方のレベルから、これは犯罪ではないかというような対応も様々ある中で、それぞれの対応の仕方について、必要となる知見が異なってくる部分もございます。そういう辺りについて、弁護士会内においてもそれぞれの知見が共有できるような連携ができればよいと考えております。

以上、簡単ではありますが、スクールロイヤーについて説明させていただきました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。今のご説明につきまして、現場の田中委員からはいかがですか。

(田中委員)

まさに現場といえば現場なんですけれど、先ほどいただいたのが一般的なご説明だと思うんですけど、杉並区の場合は、聞いてみたら、教育委員会を通さずに学校長・副校長が直接弁護士さんに連絡を取るといった形をとっているようです。ただ、その事例については、きちんと教育委員会にフィードバックして報告をするという形になっているということです。私は、その方がよいのではないかなと思っています。この制度は、杉並区では平成29年度(2017年度)に開始して今4年目に入ったところかと思いますが、学校長から弁護士さんへの相談を何となく控える傾向があるらしいというので、どんな事例があるのか調べて持ってきたので、紹介させていただきます。

例えば、他の児童に暴力や嫌がらせを行うなどの問題行動をしている児童の保護者が、弁護士であると。保護者同士の話し合いでは、自分は弁護士だなどという威圧的な態度に出ることがある。学校に対して、当該保護者に児童の暴力や暴言をやめさせるよう伝えてほしいと訴える保護者もいる。対応にあたり助言を得たいという相談をしたそうです。

それに対しての弁護士さんの助言は、教育現場の管理権は学校側にあることから、父母の職業等にとらわれず、児童の父母への対応として毅然として対応すべきである。問題行動が予想される児童に対して、周囲の児童、教職員側が問題発生直後より対応できる体制を心がけたほうがよいという助言だったそうです。けれど、多分この相談をした方の立場からすると、こんな助言をもらっても役に立たないのではないかと思いますよね。もう一つ言うと、毅然と対応することができなくて悩んでいる人に毅然と対応すべきであると突き放されると、どうしていいのかと逆にもっと悩みが深くなってしまわないのでしょうか。そう思います。

もう一つは、図工の授業で児童同士がトラブルになり、一方の児童がアクリル絵の具のボトルを投げつけ、そのボトルが割れて、周囲にいた複数の児童の衣服等に塗料が付着して、塗料が付着した児童の保護者から、学校の管理責任等の問合せがありました。また、ボトルを投げた児童の保護者からは、ある保護者から弁償を求められているという相談を受けました。学校の管理責任及び弁償並びに保護者の弁償について助言を得たいと相談したそうです。

弁護士さんの助言は、学校としては被害児童に対し、日頃より注意を怠らなかったものであり、突然に発生した絵の具の投げつけ行為について、制止できなかった点について、管理責任を問われる可能性は低い。弁償はあくまでも学校ではなく、加害児童の保護者において行うべきである。加害児童の保護者の弁償については、当然その衣類は既に使用しているものであり、厳密にはその満額を支払う法定義務はない。これらの点は、加害児童の保護者と被害児童の保護者との間で行うべきものであり、学校がこれに中心的に関与することは適切でないと考えるということだったそうです。これも言われても、聞く前と何も状況変わら

ないと思うんですね。悩みが深くなりますよね。

ですから、私はこれを見ていて感じたのは、確かにこの制度はないよりあったほうがいいのかも。ただ、現状のままでは、ある意味では逆に先生が相談をしなくなりますね。弁護士の仕事って、代理人になって頑張るといのが本来だから、やはりどこかで、さっきの毅然と対応すべきという助言をするときに、代理人となって毅然と対応してあげるとか、この絵の具の問題も、当事者間の話し合いがつかない場合もあるわけですから、その調整を代理でやるとか、そこまでの制度設計のご提案といいますか、腹案を積極的に示して学校の現場に関わっていかないと、絵に描いた餅ではないかと思います。そこのところはもっと積極的に関与していったらいいのではないかと思いました。それだったら、私も予算の増額を検討しようかなと思います。

(北川議長)

ありがとうございます。時間が迫っていますので、皆さんのご意見をお聞きして、まとめてご回答いただくことにしたいと思います。湯浅委員。

(湯浅委員)

ご苦労様です。鬼澤弁護士は近いところにいらした方なので、勝手に親近感を抱いております。

既に重々ご承知のことだと思うのですが、念のためというか、重ねての要望になります。

私も一番気になっているのは、最後にまとめていただいたように、利益相反の問題です。学校のアドバイザーとして動くことは、学校のニーズはもちろんとても高いと思うんですけれども、必ずしも子どもの利益にならない場合があります。学校と子どもが対立する場合というのがやはり考えられます。学校は組織なので、こうやって弁護士さんを配置することができますが、子どもや家族はなかなか自分で弁護士さんを頼むことができないと思うので、そういった辺りのバランスをどう実質的に平等化といいますか、均衡させていくかという点は、とても気になるところです。

あともう一つ、他の専門家との連携ということも最後に課題としてご指摘されてきました。普通交付税措置ということになると、現場の実態としては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは予算の食い合いになることが予想されます。そういう中で、強権的にやりたい学校は、弁護士さんがいてくれたら学校防衛的に良いなというふうと思うかもしれないのですが、そういう面で、福祉的な観点の後退する懸念もなくはない。そういう意味では、関わってくれるスクールロイヤーの弁護士さんたちが、福祉的観点ですとか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの実質的な連携とか、あるいは予算の食い合いになってしまうような局面でどう動くかということが、とても大事になってくるのではないかと感じています。

学校のニーズはとても高いだろうし、社会状況としてそういうことを求める雰囲気があるのも承知していますし、弁護士さんの職域拡大としても基本的に歓迎すべきことだということは承知しつつ、一方で、ちょっと懸念点もあるので、それについてお伝えして、それ

へのよりよい対応を、是非日弁連と文科省のつなぎ役として頑張っただけだと思いますので、お伝えします。

(北川議長)

ありがとうございました。では、鈴木委員。

(鈴木委員)

全体の実態はよく分かりませんが、大学にも問題のある人が来るようになってきています。私は企業で法務をやっていたこともあるのですが、会社にもクレーマーは来ました。やはり法律家に期待するのは法律問題ですので、ソーシャルワーカー的な仕事ではなく、顕著な問題事例では刑事事件化も視野に入れて強行的な手段も辞さずという構えで入ってきてほしいと思います。企業で法務をやっていたときも、会社には労働者の安全配慮義務がありますから、コールセンターから切り離す。法律問題として、早く現場からハードクレーマーを切り離さないといけないので、弁護士さんに頼むわけですね。その切り分けが大変に重要です。

ですから私は、いじめという言葉を使うなど、校内犯罪という言葉を使えとずっと言っています。なぜなら、相手の年齢の問題もありますけれども、暴行・脅迫・傷害になっているわけですから、やはり犯罪行為とその他のふざけている、はしゃいでいるといった行為とは本当は大きな分かれ目があるわけです。その法律問題については早期に切り離して、あとハードクレーマーに対しては、毅然と訴訟する、法律事務所として弁護士として対峙するという、その辺りのコア部分をしっかり受け持っていたきたいと思います。

教育的な中間的なところはまさに教員の仕事ですから、そこはそのままいい、校内犯罪事案をファジーに対応するのは、むしろ被害者救済の社会ニーズをはき違えているのではないかという気はしました。やはり法律家は、強行するという法規範のところ为主戦場ではないかなと思っています。校内犯罪をまずは撲滅するということを目標にしていきたいと思います。それだと区長さんも予算を付けてくれるのではないのでしょうか。

(北川議長)

今お話しいただいたことについて、見解を少し述べていただけますか。

(荒会長)

どうもありがとうございます。今の点、まさにどこまでの役割を果たすかということが問われているのだと思います。実は私は国立大学の仕事を経験しまして、大学の運営の部分と、付属学校のスクールロイヤー的な役割を務めてきた人間として思うのですが、学校の先生方は、法律的な論争ですとか、法律的な裏付けをもって主張するというところについては慣れていないというところがありまして、そこで私たち弁護士が法律を使いながらいろいろなことをお知らせしていくと、対外的に、クレーマーだけでなく相手が誰であっても、かなり自信を持って対処していただけるということを私自身は感じました。私は陰に回ってアドバイスをずっと続けて、最後までやり遂げて解決できたことも多かったかと思えます。ですから、アドバイスの仕方といいますか、こうなるとこうなりますよという、先の見

通せるようなアドバイスをすることができれば、よりよい解決ができるかと思っておりますので、我々もスキルを磨いていく必要があるのだろうと思っております。

田中委員のご意見を肝に銘じて、予算を付けていただけるように取り組んでいかななくてはいけないと思っておりました。鈴木委員がおっしゃったように、確かにひどいケースについては、かなり厳しく対処するというのもやってきました。それは、学校には判断が難しいのです。その判断を、私たち弁護士がいろいろと助言してお支えするというようなことをしますと、喜んでいただけていたのではないかと考えています。

お時間の関係で最後に少ししかご説明できませんでしたが、湯浅委員がおっしゃった利益相反の問題について、この点は気を付けながら取り組んでいかないと大変だと思っておりますし、弁護士だけでカバーできることではないと私も思っていて、やはり限られた予算の中で、他の専門職の方々との連携をどう図っていくかというのも考えなければいけないと思っております。職域の問題はありますけれども、子どもの問題に我々に関わるのは、権利擁護を業務に替えるにふさわしい場面だと私は思っておりますので、ここは力を入れていきたいと思っております。簡単ですが。

(北川議長)

よろしゅうございますか。コロナの問題が一気に凝縮してきておりますから、会長ご就任以前からも既にそういう問題が起こっていて、大変だと思うんですね。それで、吉柳さんにも最初にご指摘いただいたように、歴年の問題は、広報下手というのが、ずっと改まっていないのですよね。ですから、せっかくこうして資料化したように、新会長さんにかなり頑張っていたということや、東日本大震災を始め各地の地震で法曹界には本当に頑張ってもらったということは、ほとんどの方に知られていません。というようなことで、今回の新型コロナウイルスの問題も、緊急事態の法治国家の関係を一番証明していただきやすい、実態をつかんでおられ、実質的な活動をされているので、そういうようなことも一つご検討いただけたらと思っております。

もう一つ、スクールロイヤーの問題については、児童相談所などがそうで、相対比較をしていただきながら、利益相反についても考えなければいけません。反対に、そういった問題を放置したままに大変な問題が起きていて、プロフェッショナルが入って解決できる問題も、生徒にとっても学校にとってもという、その判断にもやはりスクールロイヤーが入っていただくというようなことで、これは新しい活動領域の範囲でもあります。

法的な立場と司法の関係で、複雑な問題はいっぱいあると思っておりますが、本日長時間の議論がされましたので、是非そういったこともご検討いただけたらということで、お願い申し上げます。今日のところはこういうことでよろしいですかね。

それでは、委員の皆さん方、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。

## 6. 次回日程

(北川議長)

本日の議論はこれで終了させていただきますが、次回は、来年1月15日に、現段階で9名の方の参加可能ということでございますので、2021年1月15日、時間は午後1時30分から午後3時30分、この1702会議室で開催させていただきたいと思っております。

#### 7. その他

(北川議長)

それでは、本日はこれで終わりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

#### 8. 閉会

(北川議長)

それでは第65回日弁連市民会議を閉会させていただきます。どうも皆さん、ご熱心にありがとうございました。

(荒会長)

ありがとうございました。

(了)